

令和6年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和6年2月21日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和6年2月21日

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

（1）令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算について（報告）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
財 務 課 長	多久見 良 数

【住民生活部】

（2）熊野町国民健康保険税の税率改正について（協議）

（3）督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一について（協議）

(4) 熊野町地域公共交通計画の策定について（報告）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
住 民 生 活 部 長	西 川 伸 一 郎
健 康 福 祉 部 長	時 光 良 弘
建 設 農 林 部 長	堂 森 憲 治
教 育 部 長	隼 田 雅 治
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
住 民 生 活 部 次 長	福 嶋 春 樹
健 康 福 祉 部 次 長	西 村 ゆ り
建 設 農 林 部 次 長	宗 像 雅 充
財 務 課 長	多久見 良 数
収 納 管 理 課 長	堀 野 准
生 活 環 境 課 長	熊 野 孝 則
都 市 整 備 課 長	渡 部 貴 幸

【健康福祉部】

(5) 熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について（報告）

(6) 熊野町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について（協議）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
健 康 福 祉 部 長	時 光 良 弘
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
健 康 福 祉 部 次 長	西 村 ゆ り
財 務 課 長	多久見 良 数
高 齢 者 支 援 課 長	井 原 志 保 里

【建設農林部】

(7) 熊野町立地適正化計画の策定について（報告）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
住民生活部長	西 川 伸一郎
建設農林部長	堂 森 憲 治
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
住民生活部次長	福 嶋 春 樹
建設農林部次長	宗 像 雅 充
財 務 課 長	多久見 良 数
生活環境課長	熊 野 孝 則
都市整備課長	渡 部 貴 幸

【教育部】

(8) 熊野町立小中学校における今後の学校給食提供について（協議）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
教 育 部 長	隼 田 雅 治
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
教 育 部 次 長	立 花 太 郎
財 務 課 長	多久見 良 数
高齢者支援課長	井 原 志保里

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	榎 並 正 和
-------------	---------

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

(1) 令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算について(報告)

【住民生活部】

(2) 熊野町国民健康保険税の税率改定について(協議)

(3) 督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一について(協議)

(4) 熊野町地域公共交通計画の策定について(報告)

【健康福祉部】

(5) 熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について(報告)

(6) 熊野町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について(協議)

【建設農林部】

(7) 熊野町立地適正化計画の策定について(報告)

【教育部】

(8) 熊野町立小中学校における今後の学校給食提供について(協議)

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会9時28分)

○議長(時光) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の全員協議会では執行部から協議案件4件、報告案件4件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様からの様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

それでは、三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長(三村) 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には、お忙しいところ御参集賜り誠にありがとうございます。

案件説明の前に、令和6年能登半島地震における本町の取組について報告をさせてい

たきます。

まず、職員の他応援派遣ですが、2月3日から2月9日まで石川県輪島市へ住家被害認定調査のため職員2名を派遣し、非木造建物の外観目視による被害状況把握、建物の傾斜測定に従事しております。

次に、義援金については、町内の公共施設8か所に義援金箱を設置しておりますが、2月16日現在、14万5,751円を御支援いただいております。今後とも震災からの復旧・復興のため支援を続けてまいります。

さて、本日の協議会では、協議案件4件、報告案件4件について説明させていただきます。

まず、1件目は、令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算について、予算の概要を説明させていただきます。2件目は、熊野町国民健康保険税の税率改定について、3件目は、督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一について御説明させていただきます。4件目は、熊野町地域公共交通計画の策定について概要を報告させていただきます。5件目は、熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、そして、6件目は、熊野町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、それぞれ計画案の概要等を説明させていただきます。7件目は、熊野町立地適正化計画の策定について、計画の概要、パブリックコメントの結果について、8件目は、熊野町立小中学校における今後の学校給食提供について、令和6年度以降の取組について御説明させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、早速協議会に入ります。

報告案件、令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） それでは、令和5年度3月補正予算案及び令和6年度当初予算案につきまして、その概要を資料1により御説明いたします。

まず、令和5年度3月補正予算案における予算編成の基本的な考え方ですが、事業の執行見込みに合わせた予算整理及び繰越明許費の追加を行っております。また、

予算整理に伴い、基金からの繰入金を減額するなどの基金の調整を行っております。

こうした考えを基に予算編成を行った結果、一般会計は2億2,700万円減額し、補正後の予算額は102億9,600万円となっております。

次に、主な増額事業について御説明します。

保育所等運営事業のうち、保育委託料、施設型給付費では、認可保育所の利用人数の増加及び公定価格の改定が4月1日に遡って適用されることに伴い、不足が見込まれる経費として、括弧書きの金額ですが、5,300万円を増額計上しております。

基金事業では、ふるさと納税の寄附金などを計画的に活用するため、筆のづくり基金へ積み立てるとともに、国の補正予算により増額措置された普通交付税を活用し、減災基金へ積み立てるなど、合計で1億4,400万円を計上しております。

ただいま御説明しました事業以外にも増額計上の事業がある一方で、今年度の事業を精査した結果、減額となる事業もあり、補正予算額としては2億2,700万円の減額となっております。

令和5年度3月補正予算案についての御説明は以上でございます。

続いて、令和6年度当初予算案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、予算編成の基本方針でございますが、住民ニーズや費用対効果を踏まえた事業の優先順位付や取捨選択を厳格に行いつつ、総合計画に掲げる将来像の実現に向けた諸政策に取り組むとともに、次の項目に優先的に取り組むこととしております。

一つ目は、物価高騰への適切な対応として、長期化が見込まれる物価高騰への対応について情報収集をに努めるとともに、仕様の変更による事業費の抑制など様々な手法で検討すること。

二つ目は、定住施策の推進として、令和4年度の社会像をより一層推進し、子育て世代に選ばれるまちとなるため、現在展開している取組を検証し、特に子ども施策、観光施策の推進について積極的に検討すること。

三つ目は、災害に強いまちづくりの推進として、引き続き防災対策や減災対策に取り組む、安心・安全で強靱なまちづくりを推進すること。

四つ目は、公共施設マネジメントの推進として、熊野町公共施設等総合管理計画や各個別施設計画を踏まえた計画的な投資を行い、財政負担の平準化及び将来的な負担の軽減を図ることなどでございます。

こうした考えの下に予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は102億1,800

0万円となり、令和5年度当初予算額の95億5,600万円に対し、6.9%の増となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を前年度当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち、町税では、個人町民税などで増額が見込まれるものの、固定資産税の3年に一度の評価替えによる減額が影響し、0.1%減の24億4,400万円、地方交付税では、普通交付税における交付基準額の配分で、普通交付税の割合が増、臨時財政対策債の割合が減となったことから6.3%増の27億6,800万円、国庫支出金では、筆の里工房周辺事業の体験交流施設や調整池建設の財源となる都市公園事業交付金の増などにより、24.9%増の18億300万円、県支出金では、扶助費の増に伴う障害者自立支援等諸費県負担金の増などにより、5.6%増の8億1,100万円、繰入金では、財政調整基金からの繰入額減により、17.9%減の3億9,300万円、町債では、筆の里工房周辺整備事業などの財源となる公共事業等債の増などにより、24.0%増の4億3,000万円となっております。

次に、歳出でございます。

まず、総務費は8.4%増の14億2,100万円で、基幹業務システムの標準化対応に係る費用などを計上している行政情報化事業の増額などがございます。

続きまして、民生費は6.6%増の43億5,100万円で、障害者総合支援事業や保育所等運営事業が増加しております。

衛生費は、3.4%減の7億9,200万円で、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の減額に伴う廃棄物中間処理最終処分事業の減などがございます。

土木費は、18.5%増の11億8,200万円で、筆の里工房周辺整備事業の体験交流施設や調整池の建設などにより増となっております。

教育費は、12.9%増の9億4,800万円で、中学校施設維持管理事業において、熊野中学校技術棟解体事業の計上などにより増額でございます。

公債費は、1.3%増の7億7,300万円で、主な増要因は、平成30年7月豪雨以降に借り入れた地方債の据置期間が終了し、元金償還が開始することによるものでございます。

次に、主な事業につきまして、表に記載のとおりとなっておりますが、その中から各部で主なものを御説明いたします。

まず、総務部でございます。

筆の里工房周辺整備事業、産業観光課分としまして、本町の持続的なまちづくりの推進に向け、（仮称）筆の里創造の丘公苑内に体験交流施設を2か年で整備し、地域活力の向上を図るための費用として2億8,500万円を計上しております。

次に、住民生活部、災害予防及び応急対策事業のうち、総合防災訓練実施事業につきましては、災害時を想定し、職員の初動対応力向上のための連携訓練を実施するとともに、地域住民を対象とした防災意識の高揚を図るイベントを開催するための費用として500万円を計上しております。

次に、健康福祉部でございます。

児童手当支給事業につきましては、児童手当法の改正を受け、令和6年10月分より所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長及び多子加算の増額などによる抜本的な拡充を行うための費用として4億1,600万円を計上しております。

次に、建設農林部です。

筆の里工房周辺整備事業・都市整備課分として、筆の里工房と一体となった体験交流を中心とする観光交流拠点として公園整備を推進し、地域活力の向上を図るための費用として1億円を計上しております。

令和6年度につきましては、調整池整備工事を実施いたします。

最後に、教育部でございます。

町民会館施設管理事業のうち、舗装改修事業につきましては、損傷が著しい町民会館敷地内のアスファルト舗装を改修し、施設利用者の安全・安心な利用環境を確保するための費用として2,000万円を計上しております。

令和6年度当初予算案の説明については以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、令和5年度3月補正予算案及び令和6年度当初予算案について、現時点における編成状況については、その概要を承知しましたので、3月定例会において、改めて執行部から詳細な説明を求めることとし、次に移りたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町国民健康保険税の税率改定について、執行部から説明を受けたいと思います。西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、国民健康保険税の税率改定について、お

手元の資料により御説明いたします。

まず、1の国民健康保険制度についてでございますが、安定的な財政運営を図るため、平成30年4月から県と市町による共同運営、いわゆる県単位化がスタートしております。

第1期広島県国保運営方針においては、保険者の公平性に配慮して、平成30年度から令和5年度まで6年間、激変緩和期間を設け、期間終了後の令和6年度から、統一保険税率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一の保険税率の実現を図ることとなっており、これについて昨年9月に県内全市町で再合意がなされたところでございます。

また、収納率が市町間で均一化したとみなされる段階で、同一の所得水準、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険税となる保険税水準の完全統一を目指しております。

現行税率と準統一保険税率の令和5年度試算では、1人当たりの保険税が9,403円の増額となりました。

ここまでのについては、11月の全員協議会で御報告させていただいたところですので。

続きまして、2の県の算定結果でございますが、最初の図は1人当たりの保険税収納必要額の推移を示しており、県が12月に試算したところ、令和6年度の1人当たりの保険税収納必要額は15万8,608円となり、対前年度比で2万903円の増加となりました。

この増加要因については、(2)のとおり、医療分が1人当たり3万2,087円診療費が増加したこと、県の決算剰余金が12.6億円減少したこと、後期分では、被保険者1人当たりの負担見込額が対前年度比で2,036円増加したこと、介護分では保険者努力支援交付金等の歳入が減少したことからことが考えられます。

次の(3)の対前年度比上昇率では、本町が令和5年度実績で13万1,980円から令和6年度算定では15万8,760円で20.3%の上昇率となりました。最少は福山市で13.1%、最大は三原市で28.9%となっております。

(4)の準統一保険税率の実施見送りですが、令和6年度の準統一の条件として、1人当たり保険税収納必要額の前年度比上昇率を県及び市町の自己財源の拠出により、前年度比を令和6年度を0%、令和7年度以降プラス4%に抑えることとし、計画的

な財政運営を実施する方向でしたが、県及び市町の自己財源の拠出額に応じて4パターン検討したところ、いずれも県及び市町の拠出による引下げが実施できないことから、令和6年度の準統一の実現は不可能と判断されました。

これにより、令和6年度の準統一保険税率の実施を見送り、完全統一の目標年度を令和12年度から令和17年度の間とし、準統一は経ないこととする方向で、現在、県と各市町で調整されております。

続いて、3の本町の算定結果でございますが、(1)の表は、令和6年度から毎年4%の上昇を見込む県揭示額のあるべき保険税水準に令和12年度に追いつくためには、町見込額を令和5年度の実績額に対して、毎年約6.2%上昇させなければならないことを示したものでございます。

これにより、町見込額の令和6年度は対前年度比8,163円の増額の14万143円となっております。

完全統一の目標年度は、令和12年度から令和17年度と幅がありますので、最短の12年度は6.2%ですが、最長の17年度では5.3%程度の上昇率となります。

続いて、(2)の令和6年度保険税率案の検討ですが、準統一保険税率が県から示されたことから、表のとおり、来年度の税率案の算定を行いました。昨年10月末の実際の被保険者の現状に加入率を調整した上で算定し、現行税率では、表の一番下の1人当たりの保険税額は13万6,010円となりましたが、準統一税率で算定すると15万7,720円となり、現行税率で比べると、表では2万1,711円となっているんですが、計算は申し訳ございません、ちょっとエクセルの端数の関係で2万1,710円になりますので、訂正させていただきます。2万1,710円の大幅な増額となっています。

そこで、改正案1は、準統一税率の2分の1程度の1万876円の増額となるような税率、一つ飛ばして改正案3は、準統一税率の4分の1程度の5,317円の増額となるような税率、改正案2は、1の上の表の1の表の網かけ部分の町見込額の令和6年度の額プラス8,163円に最も近くなるように算定して、結果として8,171円の増額となるように算定したのになっております。

続いて、2ページの(3)令和6年度保険税収納見込額でございますが、先ほどの税率案を基に、表のとおり、保険税収納見込額の算定を行いました。ただし、表を見ていただいたらお分かりかと思いますが、介護分については、現行税率で準統一保険税

率とほぼ同額を賄えていることから、介護分については改定はしていません。

現行税率では、表の一番下の予算過不足見込額は6億6,350万円の不足が生じ、準統一税率で算定すると、マイナス320万円程度でほぼ賄える状況となりますが、先ほどの(2)の表のとおり、1人当たりの保険税率は大幅に上昇してしまいます。

そこで、改定案1とすると、約3,320万円の不足、改定案2は約4,070万円の不足、改定案3は約4,860万円の不足となります。この予算不足額については、国保財政調整基金の充当などの措置が必要となります。

なお、平成4年度末現在の基金残高は2億8,566万5,749円となっております。

続いて、4の税率改定ですが、本町としましては、改定案②の税率により税率改定するよう考えております。

理由は以下の4つで、一つ目は、令和12年度以降17年度までに完全な統一保険税にする必要があることや1人当たりの診療費の増額、県の財源が減少していることから増額となる税率改定は避けられないこと。

二つ目は、準統一保険税率とすると、プラス2万1,710円と被保険者の負担が大き過ぎることから改定案1、2、3とするなら、基金の充当により負担軽減措置が必要となること。

三つ目は、前ページ3、(1)のとおり、令和12年度をあるべき保険税水準の到達年度とすると、令和6年度は1人当たり8,000円強の負担増が必要で、改定案2が最も近い数値であること。

四つ目は、改定案3とすると、負担が少ないですね。改定案3とすると、令和6年度は、基金が約4,900万円必要で、毎年、同額程度取り崩すとなると、令和12年度まではもたず、基金残高が不足し、改定案2であれば約4,000万円で7年間、賄える見込みであることから、改定案2とするものです。

なお、この税率改定につきましては、2月1日に開催した熊野町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において諮問し、諮問どおり決定することを適当と認めると答申いただいたところです。

続いて、5のモデルケースですが、ケース1はですね、夫給与収入、妻パート収入で子供2人の4人世帯のケースを示しております。一番下の表の準統一保険税率では7万9,200円の増額ですが、改定案2では3万円の増額となっております。

次のケース2では、前期高齢者の年金収入の2人世帯で、改定案2とすると8,10

0 円の増額、ケース 3 では、夫が前期高齢者の年金収入、妻がパート収入の 2 人世帯で改定案に 2 とすると 1 万 1,300 円の増額となる予定です。

続いて、6 の広報周知については、国保加入者の方々に御理解いただくために、税率改定の周知として、広報やホームページの活用、また、当初納税通知において説明文を添付し、丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

最後に 7 の今後の予定ですが、3 月議会に議案を提出させていただき、承認いただいた後に、令和 6 年度分の国民健康保険税から税率を改定する予定でございます。

説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はございませんでしょうか。挙手をお願いします。沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9 番（沖田） かなりの負担増ということなんですけれども、これ現実、子育て世帯にもかなり負担が増えてますし、今までのように払えなくなる御家庭も出てくるのではないのかな、それは高齢者世帯も一緒なんですけど、そういった方たちに対して、今後どのように対応されるお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 議員さんおっしゃるとおり、負担がかなり上がっていくような現状であるかと思えます。今の 1 人当たりの保険税率は軽減前の数字なので、軽減に係る所得が少ない方については、もっと実際は安くなるような状況なんですけれども、実際に 1 人当たりの医療費が平均で 3 万幾ら上がってるとかという、使われてる現状があるということを考えると、やはりそれなりの負担、実際 5 年間、これまで保険税率上げてきてませんので、本町はですね。ほかの市町は今の統一を見据えて、毎年少しずつ上げてきてるんですけども、何年も上げてないのは熊野町ともう一つどっか市町だけぐらいで、5 年間上げてなく、今までちょっと抑えてきたという現状がある中で、さすがにやはりもうずっと上げずに済ますというのは厳しい状況であるのと、1 人当たりがやはりどうしても使われている、被保険者は減ってるけれども、医療費の単価が、先ほど説明させていただきとおりが上がってますので、やはりちょっとどうし

でもそこは被保険者の方に求めていくこと。

あと、所得が低い方の世帯については、軽減の制度とかもありますので、それは適用されることになりますので、この1人当たりの保険税率というのは、保険税収納必要額というのは軽減される前の数字で比較することになってますので、そこはちょっと全市町で比較するときには、そういう形で基準でやってますので、今はそこでそのとおり説明させていただいてますけれども、軽減前の数字でしてますので、だから軽減される世帯はこれよりも安くなりますし、所得が低ければですね。

でも、それにしても、負担は増えるのは増えるので、ただそこはやはりもうちょっと5年間据え置いてきたところもありますし、御理解いただくように、また説明とかもしていきたいといういきたいというふうに考えてます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 路線価のときと同じように、今まで抑えてたということは町民の方は分からないので、なかなか御理解いただけないのかな。あのときもかなり役場に電話がかかってきたり、私たちもお声を伺ったりということがあったんですけど、それはちょっと避けられないかなという気がするんですが、その辺をやっぱり町民の方に御理解いただくように、私たちももちろん説明しますけども、しっかり丁寧に努めていたきたいと思います。

それと、県がこのたび令和6年度の準統一保険税率の実施見送りをされたということなんですが、これは今後、令和17年度までずっとしないのか、それとも令和6年度だけが見送られたのかいうことをちょっとお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（福嶋） 県のほうは、第2期の運営方針期間中の完全統一を目指しておったんですけども、現在は12年から17年度の6年間の間に幅を持たせた形で、各市町の状況を見ながら、その年度の中でどこかで完全統一を目指しているというところでございます。

準統一の見送りについてなんですが、先ほどの説明にもございましたとおり、急激な保険税の増加がありましたので、これを被保険者の負担緩和の観点から、これを見送ることといたしまして、最短では12年なりますけども、この6年間ぐらいの間に段階的に各市町で少しずつ引き上げていくというような方法を取ったというところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） いいですか。

ほかにありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 保険証のデジタル化というのがありますよね。どのぐらい進んでいますかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 保険証のデジタル化ということで国保のことですけども、実際、市町の事務レベルでは分からないようになってます。マイナンバーの普及率は、交付率は89.8%で県内1ということをお今まで報告させていただいてきたところですけども、例えばキャッシュレスをひもづけたとか、銀行の口座をひもづけてるとか、保険証をちゃんとマイナンバーにひもづけているかというのは、市町では分かる仕組みがないので、そこはちょっと申し訳ありません。承知しておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 医療費が伸びるとか、増えとるとかいうのがあるわけですけども、ちょっと早めにこれを進めていただいて、どういう層がどんな医療費を使ってらっしゃるか。当然、公共の福祉というのはあるんですが、これだけの負担をしながら、私は医療費使ってないよっていう方も相当おられるように思うんですね。やはり命に関わる問題は、当然医療にかからないけませんけども、それ以外、無駄な部分があれば

改善いただくような告知も必要になってくると思うんですね。

だから、このあたり中央のほうの考えを踏まえて、町としては政府には申出をされるような意向はないですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 負担の部分については、まず被保険者の方に対してはジェネリック医薬品の通知をさせていただいてますので、ジェネリック医薬品を使った場合はこれぐらいになりますよということで使っていただくように、医療費が上がらないようにしていただくような取組としては、ジェネリックの差額通知、これがジェネリックを使ったらこうなります。これぐらいになりますよという通知はさせていただいてます。

政府に対してということについては、国保連とか協会を通してとかしております、国から頂ける特定財源なんですけれども、市町が独自で乳幼児医療とか負担を少なくしているようなことがあるんですけれども、乳幼児医療とかあるじゃないですか。その部分については市町がやってることだから医療費がたくさんかかるから負担が少なくて済むので、医療費がかかるだろうということで補助金が、国からの負担金が減らされてたところなんですけども、そこはずっと要請してきて、子供の部分に係る分については、国は減額をしないというようなことで、こちらから申し上げていたことが、来年、6年度からは反映するようにはなっています。そういう取組も、少しですがさせていただいているところです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 行政のほうもこれだけ努力しとるんだという姿と結果を出さないけんと思いますよ。せっかくデジタル化するという流れがある中で、何が原因なんか、中央の政治がごたごたしておりますんで、献金、医師会から歯科医師会からどんどん献金が億単位で入っとるから、どっちかがどっちの勢力につくんかと、そういう時代はもう済みましてね、国民一人一人がどう生きていくか。

そういう意味でも、デジタル化をぜひ中央にお願いをしていただきたいと思います。

○議長（時光） 三村町長。

○町長（三村） 御意見は分かるんですが、若い人と高齢者の命が平等でないという言い方は、私にはできません。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧） これはまた議論を重ねていく必要があろうかと思うんですけども、社会全体の公共の福祉に貢献する度合いがどうかという議論にいずれ入ってまいりますので、心の準備はしておく必要があろうかと思います。

○議長（時光） ほかにありませんか。

○議長（時光） それでは、質問がないようですので、この辺でまとめさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一について、執行部から説明を受けたいと思います。西川部長。

○住民生活部長（西川） それでは、協議案件、督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一について御説明いたします。

資料 3 を御覧ください。

まず、1 の督促手数料の収納状況ですが、督促手数料は、納期限内に納付されない方に対して納期限から 20 日以内に督促状を送付し、1 通当たり 100 円を徴収しており、税と料を合わせた令和 4 年度における収納件数と収納額については、表のとおり 9,010 件、88 万 8,000 円となっています。

次に、2、督促手数料徴収における課題ですが、4 点ほどあります。

まず、1 点目は、コンビニでの納付は、納付書に記載されている額でのみでしか取り扱われないため、納付する金額を変更することができず、督促手数料を徴収開始する日以降に当初の納付書で納付した場合は、納入者の意思に関わらず督促手数料のみが未納となること。

2 点目は、1 点目により督促手数料 100 円のみが未納となった場合、未納の 100 円を徴収するために、催告書等を郵送したときの徴収に係る費用は 100 円以上になるため、文書送付による催告等は行っておりません。このため、役場に来られたときに納付を催促したり、他の用で郵送するときに納付書を同封するようにしておりますが、徴収する機会が少なく、最終的に督促手数料を納付しなくても済む人が出ることから不公平感があり、適切な債権管理ができてない状況があること。

3 点目は、町の歳入を金融機関やコンビニ等で納められた場合、コンビニ等から町へ納付情報が到達するまでに日数を要するため、まだ納付されていないものともものとして策定した督促状を発送するまでに納付が確認できたものは、抜き取りや徴収開始日前に納付された方の督促手数料の取消し作業が必要となること。

4 点目は、昨年 4 月から導入した地方税共通納税、楽天ペイの QR コード決済などで、自宅や仕事場から地方税の納付手続を電子的に行う仕組みですが、この仕組みでは決済会社の決済日の関係で納付した情報の到達に三、四週間程度かかり、納期限内に納付したにもかかわらず督促状が届いたとのクレームが増え、対応に時間を要するようになったことの 4 点です。

次に、3、課題解決に向けた検討についてですが、増額と廃止の 2 点について検討しました。

まず、(1) 発送費用の全額を負担するように増額する場合ですが、督促手数料のみが未納となることの解消はできないこと。督促手数料の取消し作業、督促状発送前の抜き取り作業やクレーム対応の解消ができないこと。県内の徴収自治体は同額の 10

0 円を徴収しており、さらなる廃止が進んでいる状況では町民の理解が得られにくいと考えております。

次に、（２）廃止する場合は、督促手数料 1 0 0 円のための未納が発生しなくなり、不公平感が解消されること。督促手数料の取消し作業がなくなり、督促状発送前の抜き取り作業やクレーム対応が減少することにより、他の業務ができるようになりますが、一方で、督促状発送経費に係る年間約 9 0 万円の特定財源が減収することになります。

資料には記載しておりませんが、現在、無償で金融機関の窓口での徴収事務を行っていただけていますが、全国的に無償での徴収事務を拒み、1 件につき幾らといった金融機関も現れており、今後、新たな徴収費用が求められる可能性があります。

また、納付者の利便性を図るため、導入してきたスマホ決済や地方税共通納税のように収納方法の電子化が進み、コンビニ収納同様に、件数に応じて手数料や負担金等が必要になる可能性があることを踏まえた結果、執行部としてはこれらのことを総合的に判断して、督促手数料の廃止が望ましいと判断いたしました。

次に、４、県内の状況ですが、県及び県内 2 3 市町のうち、1 7 市町が既に廃止しており、さらに残りの 6 町のうち 2 町が今年度で廃止する予定です。

次に、５、延滞金の課題についてですが、延滞金は各条例等の規定に基づいて、納期限の翌日等から実際に納付された日までの期間に応じて計算し徴収しているところですが、同じ町の延滞金でありながら下に記載しております項目に違いが見られます。具体的には、年率や計算を開始する式、計算のもととなる未納額の端数処理の方法、計算を要しない未納額、延滞金の徴収開始額、端数処理に相違があります。

続く、６、延滞金の計算方法等の統一についてですが、５で述べました微妙な違いが本町内でありますと混乱を招くおそれがあるため、法律等で定められている事項を除き、各条例の延滞金に関する利率や計算方法の取扱いを税の取扱いに統一して、担当者の異動や時間経過による忘却などによって起こる事務的ミスを防ぐことが望ましいと考えて改正することとしました。

続く、７、条例案等の（１）では、町の歳入に関する各条例中の督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等を統一するため、督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例案を令和 6 年 3 月議会に提出することにいたしました。

資料には記載しておりませんが、条例案における延滞金計算方法統一の内容は、1 点目が、計算の式を納期限の翌日に、2 点目は近年の超低金利を反映して設けられた暫

定的に延滞金の率を引き下げることの特例リースを納期限から1か月以内を、国が定める特例基準割合プラス1%に、1か月超を特例金利、特例基準割合プラス7.3%にし、3点目は、計算の基になる未納額の端数処理は1,000円未満を切り捨てとすること、4点目は、延滞金の徴収開始額を1,000円にするといった町税と同じ計算方法にするものです。

(2)では、条例案で改正する条例を列記しており、熊野町税条例、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、熊野町介護保険条例、熊野町後期高齢者医療に関する条例、熊野町道路占有料に関する条例、熊野町営住宅設置整備及び管理条例、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例、熊野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の8つです。

なお、詳細の改正内容につきましてはお手元の新旧対照表にて御確認いただければと思います。

改正の内訳としまして、督促手数料の廃止については、熊野町税条例、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、熊野町介護保険条例、熊野町後期高齢者医療に関する条例、熊野町道路占有料に関する条例の5つの条例となります。

延滞金の計算方法等の一部改正については、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、熊野町道路占有料に関する条例、熊野町営住宅設置整備及び管理条例、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例、熊野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の5つの条例となります。

熊野町営住宅設置、整備及び管理条例、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例における住宅使用料は、契約等の文言と整合を図り、延滞金を遅延損害金に名称変更することとしております。

次に、(3)の施行期日ですが、令和6年4月1日としております。

先ほど説明させていただいたとおり、この条例案につきましては、3月定例議会に提出予定ですので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明は終わりました。

質疑並びに御意見ございますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 新旧対照表、入ってますか、ここの中に。

○議会事務局長（榎並） 今朝入りました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 皆さん、御覧になられますかね。大丈夫ですか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません。今朝じゃちょっと遅過ぎるので、この資料が届いたときに同時に届けていただきたかったんですけど、それはお願いできますかね。今後。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 御質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法等の統一については、ただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、まとめとしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

続きまして、報告案件、熊野町地域公共交通計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） それでは、報告案件、熊野町地域公共交通計画の策定について御説明御説明いたします。

資料4、熊野町地域公共交通計画の策定についてを御覧ください。

1、要旨でございますが、令和5年11月24日の全員協議会において、熊野町地域公共交通計画（素案）を御説明させていただきました。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、令和6年2月の地域公共交通活性化協議会の意見聴取を行い、令和6年3月に公表する予定となりましたので、御報告をいたします。

2、熊野町地域公共交通計画としまして、お手元に概要版と本編をお配りしております。11月の全員協議会で御報告いたしまして、熊野町地域公共交通計画（素案）か

ら大きく変更した内容はありませんので、この計画の主な箇所を概要版で御説明させていただきますので、概要版を御覧ください。

右上の数字で5ページ、「3. 目標・基本理念・基本方針」でございます。

目指すまちの姿として、第6次総合計画に掲げる「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を目指し、基本理念として「住むまち・住み続けるまちに選ばれる魅力と価値を高める公共交通」を示現実現するために、3つの基本方針を掲げています。

6ページ、公共交通が果たす役割の将来像では、町内を縦断するしっかりとした公共交通幹線軸ときめ細やかな生活交通網を整え、それらを交通拠点施設の整備や生活利便施設での乗換え利便性を高めることで、町内での日常生活、町外への通勤・通学などの利便性向上を目指します。

6ページ、下の図では、東部・中央・西部各地域の方向性を示すとともに、青く標記する幹線を走る公共交通幹線軸と、それを補完する生活交通網を緑の矢印で示しています。

また、これらの交通をピンクで囲む交通結節エリアに整備する交通拠点施設につなげることで、ピンクの三角の矢印のような人の流れをイメージしています。

9ページからの主要事業では、5つの主な事業を掲げています。

公共交通幹線軸の構築による広島市街地・呉市街地への利便性の向上を実現するため、事業1の①路線バスの再編では、中心市街地から町外への移動の利便性の向上を図るよう検討を進めます。

また、事業4の①萩原～熊野営業所間のバスの強化で、町内の幹線道路沿線の利便性向上に取り組めます。

生活交通網の構築による町内での買物や通院等の利便性の向上では、事業2、①町内の移動手段の改善として、現在運行しているおでかけ号の路線や時刻表の見直し、デマンド型交通などを含む新しい運行方法を検討します。

続いて、10ページ、交通拠点施設の整備による新たな人の流れの創出では、事業3、①交通拠点施設の整備として、幹線を走る路線バスとおでかけ号、またタクシーなど町内全ての公共交通の拠点となる施設整備を進めます。

生活交通網の構築による町内での買物や通院等の利便性の向上では、事業7の①共創による地域交通の取組として、事業者、行政といった多様な主体の共創による地域のにぎわいづくりに取り組み、公共交通の利用促進を図ります。

概要版で説明をさせていただきましたが、これらの詳細につきましては、本編を御覧いただければと存じます。

続きまして、資料4に戻っていただき、3、パブリックコメントの結果でございます。

住民の皆様から御意見、御提案を募集することで、町民参画の機会を拡充し、より一層開かれた調整運営の促進及び町民協働のまちづくりを推進にまちづくりをの推進に資することを目的として、パブリックコメントを実施いたしました。

募集期間は、令和5年12月4日から6年1月4日までの約1か月間、周知は町広報12月号と町ホームページのトピックスに掲載する方法としました。

縦覧場所は、役場1階エントランスホール、生活環境課窓口、熊野町民会館、熊野東防災交流センター、熊野西防災交流センターでございます。

意見募集の結果、意見はございませんでした。

4、熊野町地域公共交通計画の策定の経緯でございます。これまで8回、地域公共交通についての会議を開催し、計画の背景、目的や課題に対する取組について議論を進め、取りまとめたものでございます。

最後に、本計画に基づき町民、交通事業者、関係事業者との連携協働の下、多様な資源や地域特性を最大限に生かしながら、未来の可能性につながる持続可能な公共交通を目指してまいります。

説明は以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、ただいま熊野町地域公共交通計画の策定についての説明を受けました。今後は公表に向けて事務を進めてもらうとともに、計画の内容が実現するよう、執行部にはしっかりと取組を進めてもらうように要望し、まとめしたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時29分）

（再開 10時45分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて報告案件、熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、執行部から説明を受けたいと思います。時光部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（時光） 熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、お手元に配付しております資料5に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、資料5の左側をご覧ください。まず1、策定の趣旨でございますが、この計画は、総合的かつ計画的な障害福祉に関する施策を推進し、障害者が社会の一員として自己実現を果たし、生活の質を向上させることのできる社会の実現を目指し、熊野町障害者保健福祉計画と第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を一体的に策定したものでございます。

次に、2、計画の性格でございますが、熊野町障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条の規定に基づく障害者の生活全般にわたる支援の施策を定める総合的な計画です。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく具体的なサービス量などを定める計画として位置づけられています。

次に、3、計画の期間でございますが、熊野町障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

次に、4、計画の策定方法でございます。計画策定委員会として、熊野町地域自立支援協議会を年4回開催いたしました。アンケート調査については、町内在住の身体障害者手帳及び療育手帳、また精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から1,259人を対象に郵送により実施いたしました。加えて、障害福祉サービス提供事業所等へのアンケートの結果を踏まえ、原案を取りまとめております。

また、令和5年12月25日から令和6年1月23日まで、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

ページ右側の計画の内容について御説明いたします。

５．障害者保健福祉計画の基本理念・基本目標策定の趣旨です。

基本理念は「お互いに尊重し合いながら、誰もが自立し健やかに暮らせるまちづくり」とし、地域で共に暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してまいります。

基本目標と施策の体系については、表のとおり４つの目標を掲げ、それぞれの目標に基本策を設定いたしました。

基本目標１「障害や障害のある人に対する理解の促進」、障害のある人もない人も、お互いに支え合いながら共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害者への理解を促進してまいります。

基本目標２「障害のある人とその家族の生活の充実」、障害のある人とその家族の健やかな生活を支援するため、保健・医療体制や相談体制の充実に取り組みます。

基本目標３「すべての人の活力ある生活づくりの推進」は、障害のある人が生涯にわたって自立した社会参加をしていくために、就労支援や生涯学習、スポーツ活動等を支援してまいります。

基本目標４「安心安全なまちづくりの推進」は、障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心の実現のため、バリアフリー施策を推進し、交通、防災、防犯対策などに取り組みます。また、一人一人が多様性を認め合い、思い合える「心のバリアフリー」を広げていきます。

次のページを御覧ください。

６．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画成果目標についてです。

国の基本指針に基づき、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画期間中のサービスの利用実績を踏まえ、施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の供給量見込みを定めました。

まず、成果目標ですが、前期計画から継続目標となっております。成果目標を８つ掲げ、それぞれの目標において、障害者が自己実現を果たし、地域で安心して生活するための支援や地域づくりを推進してまいります。

次に、３．主な障害サービス見込量です。

ここでは、これまでの実績とアンケート調査結果におけるニーズ等を踏まえて算出した見込量となります。

（１）訪問系サービス、ページ右側の（２）日中活動系サービスについては、いずれ

も増加見込みとなっております。

(3) 障害児に関するサービスについては、一番上の児童発達支援と、下から2番目の放課後等デイサービスについて、増加を見込んでおります。これは、身近に利用できるサービス事業所の増加とともに利用者の増加が近年顕著であることも踏まえ、第3期の見込量も増加しております。

また、3つ目の障害児相談支援についても増加を見込んでいます。これは、単に相談支援専門員が障害福祉サービス利用計画を作成するだけではなく、障害者やその家族が地域において自立した日常生活や社会生活を送るために重要な役割を担っておりますので、連続性や一貫性を持った相談支援が行われるよう、相談支援専門員のスキルアップを図ってまいります。

これらの計画の成果目標の達成や見込量の確保については、熊野町地域自立支援協議会で協議を行った上で、事業所や関係団体などとの連携を図りながら進めていくこととしております。

最後に、参考資料といたしまして、町内の主な障害サービス利用状況を記載しております。

(1) 訪問系サービス居宅介護、これホームヘルプですが、町内に事業所数は5つ、延べ利用者数は44人、町外の施設で、熊野町の方が利用している事業所は11、利用者数は21人となっております。現時点では、町内にないサービスもありますが、利用した人が利用したい事業所でサービスを受けることができている状況です。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について質疑があればお願いします。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 人数についてお聞きしたいんですが、身体障害者手帳の方が何人か、療育が何人か、精神障害者が何人、対象者がおられるか教えていただけませんか。

西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 手帳の所持者でございますけれども、身体障害者手帳のほう  
が5年の4月1日現在でございますけれども936名、療育手帳のほうは200名、

以上です。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧）　となりますと、ヒアリング 1 ページ目ですかね、1, 2 5 9 いうたら、  
 ほぼ 9 割方アンケートを出されたということでよろしいですか。

○議長（時光） 西村次長。

○健康福祉部次長（西村） 身体障害者手帳の方については約 7 割以上、8 割の方ですね。

それから、療育手帳と精神手帳の方には全員にアンケートのほうを配布しております。

以上です。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧） 回収率が5割ということは、ちょっと関心が低いように感じますよね。

我が事ですからね。やっぱり苦情があつたり、こういう要望があつたりという意味では、これちょっともっと高いほうが望ましいと思うんですが、いかがでございますか。

○議長（時光） 西村次長。

○健康福祉部次長（西村） 回収率につきましては、私どもも想定していたよりは少々低かったかなというふうに考えております。前回はもう少し高かったのでございますけれども、ちょっともう少し皆さんにも興味を持っていただくとともに、アンケートに答えてもきちんと私たちがお返しをしていく施策として、そういう必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（時光） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 莫大とまでは申しませんが、相当額を出費しとるわけですね。それは法律もできましたので。ただ、これが当たり前になってはいけないんですね。やっぱりある意味では感謝も必要だと思いますね。だから、我が事ですから、本当は自分らのことをもっと関心を持っていただくような何か広報であり、自覚意識を深めていただくように持っていただけないでしょうか、いかがでしょうかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（西村） おっしゃるとおりだと思いますので、これから広報と、また団体のほうにもまたいろいろお話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 障害児に関するサービスについてなんですが、第3期の見込み値についてちょっとお伺いしたいんですけど、児童発達支援に関しては、第2期の令和3年度24人、4年度45人、令和5年度42人に対して、第3期の見込み値が令和6年度52人、令和7年度70人、令和8年度92人ということで、それに対して放課後等デイサービスの見込みが、令和6年度94人、7年度101人、8年度109人と、ちょっと見込みの値がちょっと差がありますよね。これについてのちょっと理由をお伺いしたいんですけど。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（西村） 実際の3年間の実績、それと今回アンケートをいたしまして、これから利用したいサービスというような御意向も加味しました。それと、これまでの伸び率のほうですね、それがやっぱり児童発達のほうはかなり増えております。そういうところからちょっと児童で放課後等に比べまして、ちょっと伸び率が多くなっている。そうですね、3年後には令和5年度の倍になるぐらいの予想を立てておりま

す。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 放課後等デイサービスなんですけれども、町内の事業所、一生懸命やっ  
てくださってると思うんですが、中にはちょっと保護者の方から苦情めいたことをお  
聞きすることもあるんですが、町としてどういった内容で支援されてるかというのを  
チェックされたりはしてらっしゃるんですかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（西村） 障害のサービスの利用については、うちのほうで受給決定を  
しておりますので、そこで必要な数、それとモニタリングということで、中身がどう  
かなというような計画の場合は相談員等に確認いたします。ですが、実際のやっぱり  
活動とか支援とかとなると、実際に計画書とちょっと違ったりとかいうこともあるの  
かなということをお聞きしておりますので、時々そういうお問合せがありましたとき  
には事業所に赴いて話を伺ったりをしている状況でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 療育支援とは程遠いタブレット漬けにされてるようなところもあるみた  
いですので、しっかりとチェックしていただきたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、ただいま熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福  
祉計画・第3期障害児福祉計画の説明を受けました。

ただいま報告を受けました計画の策定案については、今後、障害や障害のある人に関

する理解の促進をはじめとする4つの基本目標の実現に向けて、障害福祉施策の充実を図っていく必要があることを認識することができました。執行部には、この計画の進捗状態を把握しながら円滑に事業を進めることをお願いするとともに、職員の皆様の御協力もお願いしましてまとめとしたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。時光部長。

~~~~~〇~~~~~

○健康福祉部長（時光） それでは、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、計画の概要及び介護保険料の改定、また3月定例会において提出させていただく介護保険条例等の改正について、資料6により御説明させていただきます。

まず、1. 策定の趣旨でございます。

本計画ですが、介護保険制度の改正及びこれまでの本町における取組を踏まえ、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年までの視点を持って、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的に、引き続き、本計画を地域包括ケア計画と位置づけて策定するものでございます。

2. 計画の性格でございますが、高齢者福祉・介護施策の推進と、介護保険事業の円滑な運営、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定する計画としております。

次に、3. 計画の期間でございますが、令和6年度から令和8年度までの3か年としております。

4. 計画の策定方法につきましては、（1）策定体制として、行政内部での連携を図るとともに、医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の委員で構成される熊野町高齢者保健福祉推進協議会を昨年度から5回開催し、審議検討を行っていただきました。

（2）高齢者の保健福祉に関するアンケート調査では、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、②在宅介護実態調査の2つの調査を実施し、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見、高齢者福祉施策に関する要望等を把握するために、本町の実態に即した計画策定の基礎資料といたしました。

次に、5. 計画の目指す姿と基本理念でございます。

目指す姿は、熊野町第6次総合計画においても掲げております「誰もが元気で健やか

に暮らせるまち」としています。基本理念は、住み慣れた地域で、希望と生きがいに満ちて健やかに暮らすことができる『「ひと」と「まち」のちょうどいい関係を育む「熊野」』を目指すため、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

6. 計画の基本目標及び取組につきましては、計画の基本目標を3つに分けて定め、それを達成するための施策の取組についてまとめたものです。

まず、1つ目の基本目標1については、支え合い、認め合う地域づくりといたしまして、介護や認知症など支援が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者のそれぞれの能力や状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに推進いたします。

また、複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、地域包括支援センターの機能を強化し、包括的な支援体制を整備いたします。

2つ目として、基本目標2、いきいきと活動するための環境づくりについては、健康づくりと介護予防の充実に取り組んでまいります。特に、高齢者の方が地域とつながりを保ちながら、社会で役割を持って活躍できるよう、地域で活発に活動しているシルバーリハビリ体操指導士の養成と、その活動の支援や通いの場の充実に努めてまいります。また、社会福祉協議会とも連携し、ボランティア活動の充実・拡充などに取り組んでまいります。

3つ目といたしまして、基本目標3、安心して暮らすための基盤づくりについては、高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の運用の中で、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、国の制度に沿って必要なサービスを適切に提供し、持続可能な介護保険事業の運営にも取り組んでまいります。

また、昨今、多発する地震や風水害などの災害時における対応、感染症に対する取組及び体制づくりを推進いたします。

次に、2ページ目を御覧ください。

介護保険料について御説明させていただきます。

第9期期間における保険料は、年額で5万7,936円、月額4,828円としております。第8期と比較して、年額で1万419円、月額で868円の減額となります。この減額の主な理由といたしましては、介護給付費準備基金の3億円の取崩しによる

ものです。

基金の積立てについてですが、第5期以降、認定率や介護保険サービスの給付費が見込みを下回り、余剰金の積立てが続いていたことから、現在の金額は約8億8,000万円となっております。

この基金は、第1号被保険者の保険料を積み立てたものであることから、第9期保険料の算定にあたり、このうちの3億円を取り崩すことといたしました。

今後の基金の残高につきましては、中期的に安定した財源を確保する観点から、次の第10期以降、一計画期間に当たり1億から1億5,000万円を目安に、計画的に基金の取崩しを行い、第1号被保険者保険料についての上昇幅の抑制を図ることとしております。

また、右のページの図を御覧いただきたいと思います。3. 所得段階別第1号被保険者の保険料にありますように、第8期においては、11段階であった所得段階区分を13段階に変更をしております。これは、今後の介護給付費の増加を見据え、多段階化により、高所得者の標準乗率を引き上げ、低所得者の標準乗率を引き下げること、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものでございます。

表の青色に表示しておりますのが、率を下げた段階を表しております。ピンク色に表示してあるのが、率を上げた段階を示しております。

また、表の第9段階から所得段階区分の金額も変更しております。

8期での9段階は、320万円から400万円の区分でしたが、9期では320万円から420万円と高く変更しております。現在、10段階の420万円までの方が第9段階へ変更することとなります。それ以降につきましても、所得区分が変更しているものを矢印のとおり変動することになります。

なお、所得段階区分の基準及び基準額に対する割合は、国の基準と同様に設定をしております。

左のページにお戻りいただきまして、2. 介護保険料の算定方法について御説明いたします。

介護保険料は、令和6年度から令和8年度の3年間に係る給付費の総費用を基準として、保険料の算出を行います。

まずは、(1) 第1号被保険者数と、要介護・要支援者数の推計についてでございます。

す。計画期間である令和6年度から令和8年度の3年間について、推計いたします。

次に、(2) 介護サービス給付費及び地域支援事業費の見込みについて、(1) と同様に3年間の見込額を算出します。見込額の総額は、表の右下の①にあります75億1,133万4,966円となります。申し訳ありません。ここで訂正なんです、同じ表の右上に第14期という記載がありますが、これ、すいません誤りでございます。削除ということになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、(3) 第1号被保険者の保険料で賄う保険料を算出いたします。保険料で賄うべき金額は、一つ前で算出した①の額の23%の金額、②の17億2,760万7,042円となります。これに、③の調整交付金差額の2,231万198円を加えて、その後に保険者機能強化推進交付金等見込額の④1,950万円と、基金取崩し額、⑤の3億円を引いた額が、⑥の13億3,023万7,240円、こちらが第1号被保険者の保険料で賄うべき保険料の額となります。

最後に、(4) 保険料基準額ですが、一つ前で算出した⑥第1号被保険者の保険料で賄うべき保険料を、予定収納率、第1号被保険者数で割り、令和6年から令和8年度までの保険料の基準月額である、月額で言うと4,828円が決定することとなります。

右のページの下段を御覧ください。

最後に、8. 条例の改正についてでございます。

3月議会に提出させていただく条例の改正について御説明いたします。このたびは5つの条例の改正を提出させていただくこととしております。まず、熊野町介護保険条例、それから熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、熊野町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例、熊野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める、こちらの条例となっております。

介護保険条例の改正ですが、第9期の介護保険料を設定するために必要な改正を行うこととしております。

次の4つの条例につきましては、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する国の省令の公布に伴い、改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（時光） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧） 2 ページ目ですかね、第 9 期で所得が 1 3 段階に変更になっておりますが、今でなくていいんですが、また想定する数ですね、1 期から 1 3 段階、ちょっと資料をいただければありがたいなと思います。

○議長（時光） 井原高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（井原） 新たな段階の人数になりますけれども、口頭でよろしい。資料、分かりました。では、後ほど、はい。すいません。

○議長（時光） それでは、後ほど荒瀧議員のほうへ資料をお願いします。皆さん、必要ですか。それでは、皆さんに資料をまたお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長（時光） 質問がないようなので、この辺でまとめさせていただきます。

また、介護保険条例や指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の改定については、３月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめ

させていただきます。

荒瀧議員、執行部の説明中は私語はちょっと独り言だと思うんです。

続いて、報告案件、熊野町立地適正化計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） それでは、報告案件、熊野町立地適正計画計画の策定について御説明いたします。

お手元にお配りをしております資料7の1、熊野町立地適正化計画の策定についてを御覧ください。

項目番号1、まず、要旨でございます。

令和5年11月24日の全員協議会において、熊野町立地適正化計画（素案）を説明させていただきました。その後、パブリックコメント及び住民説明会を実施いたしまして、令和6年2月6日に熊野町立地適正化計画策定委員会、14日に熊野町都市計画審議会に意見を伺い、計画案の策定が完了しましたので御報告させていただきます。

項目番号2、熊野町立地適正化計画。

お手元に資料7の2、熊野町立地適正化計画の概要版と、資料7の3、本編をお配りしております。前回の全員協議会で御報告いたしました素案から大きく変更した点を踏まえ、資料7の2、概要版において説明をさせていただきますので御覧ください。

表紙をめくっていただき、1ページ、第1章、はじめにでございます。立地適正化計画の基本的事項について、計画策定の目的、計画の位置づけ、計画の対象区域、計画の目標年次を概説しております。

続きまして、2ページ、第2章、熊野町を取り巻く状況と解決すべき課題でございます。初めに、2の1、熊野町を取り巻く状況として、人口推移や市街地の状況を示しております。

次に3ページ、2の2、将来人口見通しとして、将来人口の見通しや人口密度の推移を示しております。

次に4ページ、2の3、立地適正化計画により解決すべき課題として、アンケート調査結果や分析、住民意見聴取会の意見を踏まえ、4つの課題を整理しております。

続きまして、5ページ、第3章、まちづくりの方針でございます。熊野町の強みを生かしたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市の実現を図るために、本計画にお

ける都市づくりの方針を「都市環境と自然環境が共存した熊野の暮らし～コンパクトでつながりのあるまちの実現～」としております。

次に、立地適正化に関する基本的な方針としまして、１、交通拠点施設という誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導、２、安全で生活の利便性の高い区域への居住の誘導、３、地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築を掲げ、本町の課題解決を図ってまいります。

次に、６ページ、立地適正化計画におけるまちづくりのターゲットでございます。ターゲット①の若者、ターゲット②の子育て世帯、ターゲット③の中高年が少ない状況です。このようなことから各年齢層が本町に移住したいと思えるまちづくりが必要となります。

次に、目指す将来の都市の都市構造として、熊野町都市計画マスタープランに示しております将来都市構造図と、立地の適正化に関する基本的な方針の関連を図示しております。

続きまして、７ページ、第４章、都市機能誘導区域及び誘導施設でございます。

初めに４の１、都市機能誘導区域として、医療・福祉・子育て支援・商業等、町民の日常生活を支える各種サービスを効率的に提供するため、都市機能の施設を維持・集約する区域でございます。

区域の設定については、赤枠で囲っている内容を踏まえ、下の図のとおり設定しております。

次に、４の２、誘導施設として、誘導施設は、都市機能誘導区域の都市機能の増進を図るために必要な施設のことでございます。当計画で位置づけた誘導施設は、町民のニーズや地域課題の解決に資する店舗、診療所、調剤薬局、児童館、交通拠点施設、乗り継ぎ駐車場、観光等関連施設、健康増進施設等で、これらの誘導施設を都市機能誘導区域内に誘導することで、熊野町全体の生活の利便性が向上するものと考えています。

また、これらの施設は、複合施設として民間や関係団体と協力し、整備していくことを想定しています。

続きまして、９ページ、第５章、居住誘導区域でございます。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう、居住の誘導

を図る区域でございます。本町では、赤枠で囲っております内容を踏まえ、居住誘導区域を設定いたしました。

10ページを御覧ください。

居住誘導区域設定の考え方や設定方針に基づいて設定した居住誘導区域となります。

続きまして、11ページ、12ページ、第6章、誘導施策の検討でございます。

誘導施策は、第3章の立地の適正化に関する基本的な方針に基づき検討を重ねてまいりました。概要版では、大きな施策の内容を示しておりますが、資料7の3、本編の66ページから72ページにかけて、個別の施策の概要、実施期間、対象区間をお示ししております。

続きまして、資料7の2、概要版の13ページ、第7章、防災指針でございます。

前回の全員協議会からの修正点としまして、構成を踏まえ、第7章と8章を入れ替えております。

初めに、7の1、防災上の課題としまして、下の図は、土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアと居住誘導区域をお示ししております。また、各地域の防災上の課題は、14ページに示すとおり、整理をしております。

次に、15ページ、7の2、防災まちづくりの取組方針としまして、3つの取組、ハザード低減、リスク回避、リスク低減を総合的に推進することにより、災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりを目指します。

次に、16ページ、7の3、具体的な取組としまして、取組方針に基づき、ハザード低減、リスク回避、リスク低減の具体的な取組を設定しております。

資料7の3、本編の102ページから105ページにかけ、これらの取組の内容や目的、対応する災害、対策の実施時期などをお示ししております。

続きまして、概要版の17ページ、第8章、届出制度・勧告制度でございます。

こちらの届出制度は、誘導区域内外における新たな誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為などを行う場合は、届出が必要となります。

続きまして、18ページ、第9章、目標指標・進行管理でございます。

9の1、目標指標・効果目標としまして、誘導施策の進捗状況やその妥当性など精査・検討するために目標指標を定めます。その他、本編において、各目標の考え方や目標指標を達成した際に期待される効果指標も定めております。

最後に、9の2、計画の推進に向けてとしまして、計画に記載しております施策を着

実に実施するために、４点ほど計画の推進に関する取組について掲載しております。  
なお、策定委員会の意見を踏まえ、修正しております。

詳細内容については、資料７の３、本編を御覧いただければと思います。

続きまして、最初の資料７の１に戻っていただきまして、項目番号３、パブリックコメントの結果でございます。

住民の皆様から御意見、御提案を募集することで町民参画の機会を拡充し、より一層開かれた町政運営の促進及び町民協働のまちづくりを推進に資することを目的として、パブリックコメントを実施いたしました。

（１）募集期間は、令和５年１２月４日から令和６年１月４日までの１か月間で募集をいたしました。

（２）周知方法としまして、１２月の町広報及び町ホームページのトピックスに掲載をしたところでございます。

（３）縦覧場所は、役場１階エントランスホール、役場２階、都市整備課窓口、熊野町民会館、熊野東防災交流センター、熊野西防災交流センターに設けました。

（４）意見募集の結果、意見の提出はございませんでした。

続きまして、項目番号４、住民説明会でございます。

（１）開催日は、令和６年２月３日土曜日に西部地域、中央地域、東部地域の３か所で実施をしたところでございます。

（２）出席者でございますが、行政協力員に依頼し、令和５年２月２５日に実施いたしました住民意見聴取会の参加者やまちづくりに興味がある方を対象に募っていただきました。

（３）主な意見等として、資料にお示ししている内容となっております。

最後に、本計画に基づき、町民との連携協働の下、多様な資源や地域特性を最大限に生かしながら、未来の可能性につながる持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば
お願いします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、ただいま熊野町立地適正化計画の策定について説明を受けました。本町の未来につながる持続可能なまちづくりに取り組んでいただくよう強く要望し、まとめとしたいと思います。

続きまして、協議案件、熊野町立小中学校における今後の学校給食提供について、執行部から説明を受けたいと思います。隼田部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） 熊野町立小中学校における今後の学校給食提供について、御説明をさせていただきます。

資料８を御覧ください。

まず、１、要旨でございます。

熊野町立小中学校における今後の学校給食提供に係る基本的な方針を定め、令和６年度以降、これまで実施していた方式から新たな方式への移行、希望選択制から全員喫食制への移行等に向けた取組を推進するものでございます。

続いて、２、現状・背景でございます。

本町では、昭和５９年からランチボックスの学校給食をデリバリー方式により小学校に提供しており、平成２８年からは中学校においても小学校と同様の方式で学校給食を提供しております。この学校給食は希望選択制であり、直近５年間の喫食率・学校給食を利用している児童生徒の割合は、中段の表のとおりとなっております。令和５年度の喫食率は、小学校で８０．７％、中学校で６１．３％となっております。

こうした中、温かい給食を望むニーズやさらなる食育の充実の必要性が高まっていることを踏まえ、令和４年１１月に保護者へのアンケートを実施するとともに、令和５年９月に民間事業者へのサウンディング調査を実施し、学校給食において重視または期待する点や実施方法の希望を把握するとともに、学校給食提供の実施方式の課題整理や実現可能性等を検討してまいりました。

こうした検討を踏まえた今後の学校給食提供の考え方につきまして、３、今後の学校給食提供に係る基本的な方針により説明させていただきます。

まず、（１）保護者へのアンケートや食缶方式の利点等を踏まえ、五感で楽しむことができる温かい給食の提供を実現するとともに、給食当番など児童生徒同士のつぎ分けや量の調整に対応し、さらなる食育の充実を推進するため、全ての小中学校でランチボックス方式から食缶方式へ移行することとします。

次に、（２）ですが、食缶方式への移行により、全ての児童生徒の心身の健全な発達に資する栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、統一した献立により食に対する正しい理解を深め、食育を一層推進するため、希望選択制から全員喫食制へ移行することとします。

次に、（３）ですが、全ての児童生徒に温かい学校給食を早期に提供可能な実施方式として、民間調理場を活用したデリバリー方式を採用することとし、移行に係る準備期間を考慮しつつ、令和７年秋からの開始を目標として準備を進めることとします。

最後に、（４）ですが、食缶方式による全員喫食制の移行を円滑に進めるため、児童生徒の受入れ体制や時間割変更など、学校生活への影響を考慮した上で、十分な給食時間を確保するよう検討することとします。

次に、４、今後の学校給食提供に係る主な変更点でございます。

先ほどの基本的な方針のうち、運用方法が変更となる点について、現在との比較により御説明をいたします。

まず、基本的な方針の（１）食缶方式への移行、（４）十分な給食時間の確保についてでございます。現在のランチボックス方式では、一食でいろいろなおかずを提供できる一方で、おかずが冷たいことや配膳等による食育指導の充実に課題が見られます。また、給食時間については、配膳時間がないこと等から、小学校で２５から３０分、中学中学校で２０分となっております。

食缶方式に移行する今後については、１食当たりの品数は少なくなるものの、温かい給食を提供でき、量の調整やおかわりも可能となります。また、児童生徒同士のつぎ分けなど、配膳を通した充実した食育指導を行うこととしております。

給食時間については、配膳時間が加わるため、他市町の例を参考にすると、現行よりも１５分から２０分程度長くなることが想定されます。給食時間以外にも受入れに向けた準備等が必要となることから、学校とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、下段の（２）全員喫食制への移行についてでございます。

現在の希望選択制では、全ての児童生徒に統一した献立による食育指導ができないこと等に課題がある一方で、家庭の弁当を持たせる希望に応えることができています。全員喫食制に移行する今後については、基本的には小学校、中学校ともに喫食率が１００％となり、家庭弁当を持参する希望に応えることはできないものの、全ての児童

生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、統一した献立による食育指導を行うこととしております。

なお、アレルギー対応については、現行と同様に希望する児童生徒に応じて個別に対応していくこととしております。

次に、５．スケジュールにつきましては、現時点で想定している日程をお示ししております。

令和６年４月以降、学校における受入れ体制の準備を始めるとともに、広報紙等により、適切な時期に広く周知してまいりたいと考えております。また、８月にかけて契約候補者選定及び契約締結を行う予定としており、その後、目標とする開始時期に向けて、契約事業者と詳細を協議してまいりたいと考えております。

令和７年度には必要な備品の購入や学校施設の改修工事を行い、配送等のリハーサルを行った上で、令和７年秋から食缶方式による給食提供を開始するスケジュールとしております。

最後に、６．予算計上ですが、令和６年度については、契約候補者の選定を公募型プロポーザル方式により行うことを想定していることから、契約候補者審査委員会の委員謝金を予算計上することとしております。

令和７年度については、必要な備品の購入や学校施設の改修工事にかかる予算、また、令和７年度秋からの給食調理業務等の委託に係る予算を計上する予定としております。

熊野町立小中学校における今後の学校給食提供についての説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） すみません。学校施設の改修なんですが、具体的にどういったところを改修される予定なのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（立花） 学校施設の改修工事の内容でございますけれども、配膳車の受入れ等によりまして、土間コンクリートを造ったりとか、それから食缶が入るように扉

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） 契約候補者の選定なんですが、何者ぐらいを予定されてるといいうか、予想されてるといいうか、分からないんですけどね、これは。どういうことを予定されてるかちょっとお伺いしたいんです。

○議長（時光） 立花次長。

○教育部次長（立花） 契約交渉候補者につきましては、近隣等を含めて２者ないし３者ぐらいであろうかと想定しております。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 温かいものを提供できるということなんですよ。

○議長（時光）　ちょっとマイクの近くでしゃべってもらえますか。

○ 10 番（片川） 温かいものを保温して、子供たちに提供するの、全て業者任せいうことですか。それとも今、ドアを改修するとかいうようなことを言いよられたんですが、それに際する設備が各学校に要るんでしょうかね。

それから、また、開始後、メンテがどのぐらいかかる、見積もりを積算をしておられるのか教えていただきたい

○議長（時光） 立花次長。

— 49 —

○教育部次長（立花）　まず、温かい給食の提供でございますけれども、業者さんにつきましては、まず給食を一旦、給食の配膳室といいますか、そこに食缶等を運んでいただいて、そこから児童生徒のほうに食缶等を各教室のほうに運んで持ってもらったり、それから各教室では食缶を各児童生徒に取り分けたりするというような提供方式を考えております。

それから、学校等の改修費用でございます。これについては先ほど説明いたしました、それから間口等の改修によりまして、大体４００万円程度を見込んでおります。

それから、開始後のメンテナンスということでございますけれども、これにつきましては金額は今のところまだ詳細にはじいてはないんですけれども、状況によりまして、給食のハイッ、それから器であるとか、そういうのもやっぱり劣化してまいりますんで、そこら辺を見込みながらメンテナンス等の費用を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 隼田部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田）　食缶で業者のほうから運んでくるんですけど、この食缶というのが保温容器、かなり保温ができるような容器をそのまま業者のほうで運んできて、そのまま生徒が配膳するというような方法になろうかと思います。

以上です。

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of this line, there is a small, solid black circle.

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 分かりました。今の説明で要するに業者任せということですね。業者任せの器で、保温のきくもので運んでいただく。町としては、それを保温することを考えなくていいということですね。それに対する設備もいらないと。これはもちろん入札でしょうから、それを条件に入札をされるということですね。

例えば物が古くなってきたからそれを変えなきゃいけないから、町のほうの負担が要るとかというような話は想定しなくてもいいんですよね。業者任せで、その保温の容器が維持せにゃいけないこと、保修せないけんということになったりしたら、業者任

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（立花） 議員、お見込みのとおりでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） すみません。４の４、十分な給食時間の確保というところでの御説明が、左側では配膳を含まない、右側では今後は配膳を含めたということで、給食の時間自体が１５分から２０分延びるような御説明でございましたけども、配膳時間ゼロではないわけで、十分な時間を取るように御配慮いただけるのかどうか教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（立花） 現在、町内小中学校の給食時間、そこにも記載しておりますけれども、小学校で２５分から３０分、中学校では２０分程度となっております。食缶への移行については、議員おっしゃられるとおり配膳時間が必要となりますので、学校給食の教育的な意義からも、給食時間を現在よりも長く確保する必要があるというふうには考えております。

こうした点を踏まえまして、児童生徒の受入れ体制でございますとか、時間割の変更など学校生活全体への影響を考慮した上で、十分な給食時間の確保に向けてこれから検討をしてみたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかによろしいですか。光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○５番（光本） 先ほどの説明で、契約事業者をプロポーザルで選定をするという説明だったかと思うんですが、この契約候補者審査委員会の委員のメンバー教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（立花） 委員のメンバーでございますけれども、衛生面、それから安全性、非常時の対応等々、審査を行う必要があるというふうに思っております。そういう観点から役場職員、それから学校関係者、学校関係者につきましては校長会の代表でございますとか、PTAの連合会の代表者さんであるとか、そういったメンバーを現在考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） 学校関係者、PTAと言われたんですが、私、一般質問のときにもお話ししましたが、PTA会長をあて職でそのままあてるのではなくって、やはりこれ食事、食育ということは非常に大事な審査になろうかと思うんで、女性限定というのはちょっと語弊があるかもわかりんですけども、やはりそのあたり子供の食事が一番精通しておるといえるか、関わっておる人を委員に選定するという配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 教育長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育長（平岡） 今の選定委員につきましても、先ほど次長が御答弁しましたけども、給食時間であつたりとか、いろんなものの準備の準備委員会的なものも設置しなければならないと感じておるところでございますけども、そこらを含めてやはり今、議員言われたとおりで、より実務的な方であつたりとか、あるいは女性も含めてよりそういうところに精通している方を選定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

○５番（光本） 併せてお願いしたいんですが、やはりこういう非常に保護者の方も期待をされておると思いますので、事業者の選定過程とかも含めて、できれば見える化の意味でホームページに経過であるとか結果等も含めて、見える化を図っていただきたい、掲載を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（時光） 教育長。

○教育長（平岡） そのあたりは住民等への周知も含めて、しっかりと図っていききたいというふうに思います。

○5番（光本）　　よろしくお願いします。

○議長（時光） ほかにありませんか。尺田議員。

○ 7 番（尺田） 喫食率のことなんですけども、今後 100%にするということなんです
が、教員についてはどのような対応をされるんでしょうか。

○議長（時光） 立花次長。

○教育部次長（立花） 教職員さんにつきましても、食育指導という観点から、現在と同じ方式でさせていただこうかと考えております。

○議長（時光） 尺田議員。

○ 7 番（尺田） 現在と同じ方式っていったら、教員については選択制、希望制ということなんですかね。

—54—

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 教職員さんについても、喫食を全てしていただくという方法で考えおります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 分かりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

熊野町立小中学校における今後の学校給食提供につきましては、ただいまの説明を了とし、温かい給食の提供によるさらなる食育の充実を推進するためにも、ただいま議員からの出ました意見も十分踏まえていただいて、食缶方式及び全員喫食制への円滑な移行に取り組んでいただくよう要望し、まとめとしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。執行部の皆さんありがとうございます。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時51分）

（再開 11時51分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） それでは、全員協議会を再開いたします。

皆さん、これ、もらわれましたね。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

（閉会 11時53分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長